

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月

独立行政法人国際協力機構

### 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから順次、遅くとも平成 23 年度までに全て一般競争入札等に移行することとした。

#### 【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		26.8%	28.0%
				1,335	210
一般競争入札等	競争入札	/		3.4%	4.0%
	企画競争			171	30
		44.0%	63.0%	31.4%	50.6%
		2,188	471	1,562	379
随意契約		56.0%	37.0%	38.3%	17.4%
		2,785	277	1,905	130
合 計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		4,973	748	4,973	748

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）				18.6%	17.9%
				242	52
一般競争入札等	競争入札			1.1%	0.9%
				14	2
	企画競争	31.0%	47.4%	40.4%	68.9%
		403	137	525	199
随意契約		69.0%	52.6%	39.8%	12.3%
		895	152	517	36
合 計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		1,298	289	1,298	289

（注1）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

（注2）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）				29.7%	34.3%
				1,093	158
一般競争入札等	競争入札			4.3%	6.0%
				157	27
	企画競争	48.6%	72.7%	28.2%	39.1%
		1,785	334	1,037	180
随意契約		51.4%	27.3%	37.8%	20.6%
		1,890	125	1,388	95
合 計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		3,675	460	3,675	460

（注1）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

（注2）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

- (2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、平成20年より以下のとおり改正することとした。
- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えない」から、「250万円を超えない」ものに変更
  - ・ その他について、「300万円を超えない」から、財産を買い入れるときについて「160万円を超えない」に、物件を借り入れるときについて年額又は総額が「80万円を超えない」に、財産の売り払いについて「50万円を超えない」に、物件を貸し付けるときについて「30万円を超えない」に、その他について「100万円を超えない」ものに変更。
- (3) 随意契約の公表の基準について、平成20年より以下のとおり改正することとした。
- ・ 工事又は製造について、「500万円」を超えるものから、「250万円」を超えるものに変更
  - ・ その他の随意契約について、財産を買い入れるときについて「160万円」を超えるに、物件を借り入れるときについて年額又は総額が「80万円」を超えるに、その他について「100万円」を超えるに変更。
- (4) 随意契約の公表の項目について、平成20年から以下の項目を加える改正をすることとした。
- ・ 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別。
  - ・ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
  - ・ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
  - ・ 企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載。
  - ・ 関連公益法人等との随意契約を締結する場合に、常勤職員等であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
随意契約の見直しの結果については、以下の措置について可能なものから順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないものを除き、遅くとも平成23年度までに全て一般競争入札等に移行する。

(1) 総合評価方式の導入拡大

IT 関連を始めとする委託契約等について総合評価方式によって選定する案件の拡大を検討する。

(2) 複数年度契約の拡大

契約の全体期間が複数年度に及ぶことを前提にしているにもかかわらず、初年度に係る契約のみ一般競争入札又は企画競争を行い、次年度以降については随意契約を行っている場合は中期目標期間の範囲内において複数年度契約の実施を拡大する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、簡易な一般競争の方式を検討する。

(4) 関連公益法人等との契約の見直し

関連公益法人等との契約について、不断の見直しを行うべく、平成18年10月に、関連公益法人等との随意契約を対象とする総点検（緊急点検）を実施した結果を踏まえ、これらの契約については、原則として19年度以降順次、一般競争入札、企画競争等、競争性のある契約へ移行する。さらに、随意契約の妥当性については、第三者の参加を得て検証を行うとともに、委託先の執行状況をチェックするシステムを導入する。

(5) 国内研修委託契約の見直し

国内研修事業は、相手国の中央政府、地方公共団体及び公的機関等に所属する者を主な対象者として、国、地方公共団体、研究機関及び大学等が有する特定のノウハウを供与する形態の事業であるため、一般競争入札等になじまないものが多いが、民間を含む多くの機関が知見を有する分野の研修については、今後可能なものから企画競争・公募を導入していく。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載。

### 3. その他

- (1) 契約の適正化を確保するため、随意契約について、監査要領を作成するとともに、重点的な内部監査を実施する。
- (2) 一般競争入札の結果については、国の公表に準じて公表項目の追加を図る。
- (3) 公共調達に関する問い合わせの総合窓口を平成20年度から設置する。

(以 上)